

(平成12年10月 2日付け公示第76号)

一部改正(平成14年 2月 1日付け公示第23号)

一部改正(令和 5年 7月26日付け公示第47号)

一部改正(令和 6年 3月 7日付け公示第25号)

一部改正(令和 6年 9月30日付け公示第89号)

一部改正(令和 7年 3月31日付け公示第28号)

一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業及び離島航路整備法に基づく運航計画の変更認可等の審査基準並びに標準処理期間について

平成12年10月2日

内閣府沖縄総合事務局長

小山 裕

行政手続法第6条に基づく、沖縄総合事務局権限に係る下記事項の審査基準及び標準処理期間を別紙のとおり定めたので、公示する。

記

- ・一般旅客定期航路事業の許可並びに事業計画及び船舶運航計画の変更認可
- ・一般旅客定期航路事業の運賃の上限の設定又は変更認可
- ・一般旅客定期航路事業の譲渡及び譲受の認可
- ・一般旅客定期航路事業等の法人の合併又は分割の認可
- ・相続による一般旅客定期航路事業等の承継認可
- ・一般旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業の運送約款の設定及び変更の認可
- ・特定旅客定期航路事業の許可及び事業計画の変更認可
- ・旅客不定期航路事業の許可及び事業計画の変更認可
- ・旅客不定期航路事業(総トン数 20トン未満の船舶のみをその用に供するもの。以下、「小型船舶旅客不定期航路事業」という。)の許可及び許可更新並びに事業計画の変更認可
- ・離島航路整備法に基づく運航計画の変更認可
- ・一般旅客定期航路事業及び貨物定期航路事業の共同経営に関する協定の締結又はその内容の変更認可
- ・内航貨客定期航路事業の登録及び承継の確認
- ・内航一般不定期航路事業の登録及び承継の確認

別 紙

審査基準及び標準処理期間(沖縄総合事務局長権限)

I 一般旅客定期航路事業の許可並びに事業計画及び船舶運航計画の変更認可

1 許可

(1) 審査基準

(i) 輸送施設

- ・使用船舶の構造、設備及び性能が申請に係る航路に適応していること。
- ・係留施設は常に安全に係留し、及び乗降することが可能であり、また、係船設備は強度及び設置位置が適切で常に安全に係船できること。
- ・水域施設は使用船舶が安全に操船できる水深及び面積を有すること。
- ・陸上施設は十分な広さを有するとともに、旅客・車両乗降用施設の構造及び位置が安全に乗降できること。
- ・その他当該事業に使用する船舶、係留施設その他の輸送施設が当該航路における輸送需要の性質及び当該航路の自然的性質に適応したものであること。

(ii) 輸送の安全

- ・組織体制、勤務体制等安全管理体制が適切であること。
- ・運航中止の条件及び避難港の設定が適切であること。
- ・係留・離着岸作業、乗降用施設の架設作業、旅客の誘導・整理作業、車両の誘導・整理・固縛作業等の各種作業が明確な責任分担、指揮系統及び作業員数により適切に実施できること。
- ・委託業務がある場合の委託範囲、責任の明確化等作業体制が適切であること。
- ・安全統括管理者の経験が一般旅客定期航路事業の安全管理をするに適切であること及び運航管理者の経験が使用船舶の運航管理をするに適切であること。
- ・その他当該事業の計画が輸送の安全を確保するため適切なものであること。

(iii) 適切な事業計画

- ・運航ダイヤに対応可能な船舶を使用していること。
- ・必要な保険契約又は共済契約を締結するものであること。この場合、必要な保険契約又は共済契約とは、使用船舶ごとに、当該船舶の運航により生じた旅客の生命又は身体の損害を賠償することによって生ずる損失について、当該船舶の定員(船舶安全法(昭和8年法律第11号)第9条第1項に規定する最大搭載人員のうち旅客に係るもの)をいう。1人につき、てん補する額の限度額が1億円以上とすることをその内容に含むものをいう。

- ・その他当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること

(iv) 事業遂行能力

- ・所要資金の見積りが通切であり、かつ、適確な事業運営に足る自己資金を有すること等資金計画が合理的かつ確実なものであること。
- ・指定区间にあっては航路損益見込計算書の各項目の算出が合理的根拠を有するものであること。
- ・当該事業者は、事業の遂行に関し責任の範囲が明確であるような組織、経営形態を有するものであること。
- ・代理店契約を締結している場合には、責任関係が明確であること。よう船契約の適否の判断にあたっては、当該契約が、運航管理、船舶の堪航性の確保等について旅客定期航路事業者及び船舶所有者の責任の範囲が明確であり、当該事業者が事業計画を適確に遂行し得る内容のものであることを確認すること。
- ・その他事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

(v) 船舶交通の安全

- ・港湾内のみならず、航路筋全域(特に狭水道等)において、経路、速力等が速力制限、管制その他の規制並びに安全指導の状況、経路付近の障害物の状況及び一般船舶の航行状況に適応しており、かつ、他の船舶(漁船を含む。)の航行、係留等に支障を生じないこと。
- ・岸壁等の使用時間、出入港経路に他船との競合がないこと。
- ・その他事業の開始によって船舶交通の安全に支障を生ずるおそれのないものであること。

(vi) 生活輸送、

- ・船舶運航計画の内容が、行政手続法(平成5年法律第88号)第5条に基づいて別添指定区間ごとに定める審査基準(サービス基準)に適合していること。

(2) 標準処理期間

原則1ヶ月(港湾管理者等に協議(照会)等を必要とする案件については2ヶ月)

2. 事業計画の変更

(1) 審査基準

上記の許可の際の審査基準に準じるものとする。

(2) 標準処理期間

原則1ヶ月(港湾管理者等に協議(照会)等を必要とする案件については2ヶ月)

3. 船舶運航計画の変更

(1) 審査基準

- ・船舶運航計画の内容が、行政手続法(平成5年法律第88号)第5条に基づいて指定区間ごとに定める

審査基準(サービス基準)に適合していること。

(2) 標準処理期間

原則1ヶ月(港湾管理者に協議(照会)等を必要とする案件については2ヶ月)

II 一般旅客定期航路事業の運賃の上限の設定及び変更認可

(1) 審査基準

- ・能率的な経営のもとにおける適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること。(原価計算期間並びに原価計算における収入、費用及び適正利潤の算定方法等については別添のとおりとする。)

(2) 標準処理期間

原則1ヶ月(港湾管理者等に協議(照会)等を必要とする案件については2ヶ月)

III 特定旅客定期航路事業の許可及び事業計画の変更認可

1. 許可

(1) 審査基準

(i) 輸送施設

- ・使用船舶の構造、設備及び性能が申請に係る航路に適応していること。
- ・係留施設は常に安全に係留し、及び乗降することが可能であり、また、係船設備は強度及び設置位置が適切で常に安全に係船できること。
- ・水域施設は使用船舶が安全に操船できる水深及び面積を有すること。
- ・陸上施設は十分な広さを有するとともに、旅客・車両乗降用施設の構造及び位置が安全に乗降できるものであること。
- ・その他当該事業に使用する船舶、係留施設その他の輸送施設が当該航路における輸送需要の性質及び当該航路の自然的性質に適応したものであること。

(ii) 輸送の安全

- ・組織体制、勤務体制等安全管理体制が適切であること。
- ・運航中止の条件及び避難港の設定が適切であること。
- ・係留・離着岸作業、乗降用施設の架設作業、旅客の誘導・整理作業、車両の誘導・整理・固縛作業等の各種作業が明確な責任分担、指揮系統及び作業員数により適切に実施できること。
- ・委託業務がある場合の委託範囲、責任の明確化等作業体制が 適切であること。
- ・安全統括管理者の経験が特定旅客定期航路事業の安全管理をするに適切であること及び運航管理者の経験が使用船舶の運航管理をするに適切であること。
- ・その他当該事業の計画が輸送の安全を確保するため適切なものであること。

(iii) 船舶交通の安全

- ・港湾内のみならず、航路筋全域(特に狭水道等)において、経路、速力等が速力制限、管制その他の規制並びに安全指導の状況、経路付近の障害物の状況及び一般船舶の航行状況に適応しており、かつ、他の船舶(漁船を含む。)の航行、係留等に支障を生じないこと。
- ・岸壁等の使用時間、出入港経路に他船との競合がないこと。
- ・その他事業の開始によって船舶交通の安全に支障を生ずるおそれのないものであること。

(2) 標準処理期間

原則1ヶ月(港湾管理者等に協議(照会)等を必要とする案件については2ヶ月)

2. 事業計画の変更

(1) 審査基準

上記の許可の際の審査基準に準じるものとする。

(2) 標準処理期間

原則1ヶ月(港湾管理者等に協議(照会)等を必要とする案件については2ヶ月)

IV 旅客不定期航路事業の許可及び事業計画の変更認可

1. 許可

(1) 審査基準

(i) 輸送施設

- ・使用船舶の構造、設備及び性能が申請に係る航路に適応していること。
- ・係留施設は常に安全に係留し、及び乗降することが可能であり、また、係船設備は強度及び設置位置が適切で常に安全に係船できること。
- ・水域施設は使用船舶が安全に操船できる水深及び面積を有すること。
- ・陸上施設は十分な広さを有するとともに、旅客・車両乗降用施設の構造及び位置が安全に乗降できるものであること。
- ・その他当該事業に使用する船舶、係留施設その他の輸送施設が 当該航路における輸送需要の性質及び当該航路の自然的性質に 適応したものであること。

(ii) 輸送の安全

- ・組織体制、勤務体制等安全管理体制が適切であること。
- ・運航中止の条件及び避難港の設定が適切であること。
- ・係留・離着岸作業、乗降用施設の架設作業、旅客の誘導・整理作業、車両の誘導・整理・固縛作業等の各種作業が明確な責任分担、指揮系統及び作業員数により適切に実施できること。
- ・委託業務がある場合の委託範囲、責任の明確化等の作業体制が、適切であること。
- ・安全統括管理者の経験が旅客不定期航路事業の安全管理をするに適切であること及び運航管理者の経験が使用船舶の運航管理をするに適切であること。

- ・その他当該事業の計画が輸送の安全を確保するため通切なものであること。

(iii) 適切な事業計画

- ・必要な保険契約又は共済契約を締結するものであること。この場合、必要な保険契約又は共済契約とは、使用船舶ごとに、当該船舶の運航により生じた旅客の生命又は身体の損害を賠償することによって生ずる損失について、当該船舶の定員(船舶安全法(昭和8年法律第11号)第9条第1項に規定する最大搭載人員のうち旅客に係るもの)をいう。)1人当たりのてん補する額の限度額が1億円以上とすることをその内容に含むものをいう。
- ・その他当該事業の遂行上適切な計画を有すること。

(iv) 事業遂行能力

- ・所要資金の見積りが適切であり、かつ、適確な事業運営に足る自己資金を有すること等資金計画が合理的かつ確実なものであること。
- ・当該事業者は、事業の遂行に関し責任の範囲が明確であるような組織、経営形態を有するものであること。
- ・代理店契約を締結している場合には、責任関係が明確であること。よう船契約の適否の判断にあたっては、当該契約が運航管理、船舶の堪航性の確保等について旅客不定期航路事業者及び船舶所有者の責任範囲が明確であり、当該事業者が事業計画を適確に遂行し得る内容のものであること。
- ・その他事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有すること。

(v) 船舶交通の安全

- ・港湾内のみならず、航路筋全域(特に狭水道等)において、経路、速力等が速力制限、管制その他の規制並びに安全指導の状況、経路付近の障害物の状況及び一般船舶の航行状況に適応しており、かつ、他の船舶(漁船を含む。)の航行、係留等に支障を生じないこと。
- ・岸壁等の使用時間、出入港経路に他船との競合がないこと。
- ・その他事業の開始によって船舶交通の安全に支障を生ずるおそれのないものであること。

標準処理期間

原則1ヶ月(港湾管理者等に協議(照会)等を必要とする案件については2ヶ月)

2. 事業計画の変更

(1) 審査基準

上記の許可の際の審査基準に準じるものとする。

(2) 標準処理期間

原則1ヶ月(港湾管理者等に協議(照会)等を必要とする案件については2ヶ月)

IV—2 旅客不定期航路事業(総トン数 20トン未満の船舶のみをその用に供するもの。以下、「小型船舶旅客不定期航路事業」という。)の許可及び許可更新並びに事業計画の変更認可

1 許可

(1) 審査基準

(i) 輸送施設

- ・使用船舶の構造、設備及び性能が申請に係る航路に適応していること。
- ・係留施設は常に安全に係留し、及び乗降することが可能であり、また、係船設備は強度及び設置位置が適切で常に安全に係船できること。
- ・水域施設は使用船舶が安全に操船できる水深及び面積を有すること。
- ・陸上施設は十分な広さを有するとともに、旅客・車両乗降用施設の構造及び位置が安全に乗降できるものであること。
- ・その他当該事業に使用する船舶、係留施設その他の輸送施設が当該航路における輸送需要の性質及び当該航路の自然的性質に適応したものである。

(ii) 輸送の安全

- ・組織体制、勤務体制等安全管理体制が適切であること。
- ・運航中止の条件及び避難港の設定が適切であること。
- ・係留・離着岸作業、乗降用施設の架設作業、旅客の誘導・整理作業、車両の誘導整理・固縛作業等の各種作業が明確な責任分担、指揮系統及び作業員数により適切に実施できること。
- ・委託業務がある場合の委託範囲、責任の明確化等作業体制が適切であること。
- ・安全統括管理者の経験が小型船舶旅客不定期航路事業の安全管理をするに適切であること及び運航管理者の経験が使用船舶の運航管理をするに適切であること。
- ・安全人材確保計画が輸送の安全を確保するため適切なものであること。
- ・その他当該事業の計画が輸送の安全を確保するため適切なものであること。

(iii) 適切な事業計画

- ・必要な保険契約又は共済契約を締結することであること。この場合、必要な保険契約又は共済契約とは、使用船舶ごとに、当該船舶の運航により生じた旅客の生命又は身体の損害を賠償することによって生ずる損失について、当該船舶の定員(船舶安全法(昭和8年法律第11号)第9条第1項に規定する最大搭載人員のうち旅客に係るものという。)1人当たりのてん補する額の限度額が1億円以上とすることをその内容に含むものをいう。
- ・その他当該事業の遂行上適切な計画を有すること。

(iv) 事業遂行能力

- ・所要の見積りが適切であり、かつ、適確な事業運営に足る自己資金を有すること等資金計画が合理的かつ確実なものであること。
- ・当該事業者は、事業の遂行に関し責任の範囲が明確であるような組織、経営形態を有するものであること。

- ・代理店契約を締結している場合には、責任の範囲が明確であること。よう船契約の適否の判断にあたつては、当該契約が、運航管理、船舶の堪航性の確保等について小型船舶旅客不定期航路事業者及び船舶所有者の責任の範囲が明確であり、当該事業者が事業計画を適確に遂行し得る内容のものであることを確認すること。
- ・安全人材確保計画が事業を自ら適確に遂行するに足るものであること。
- ・その他事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

(v) 船舶交通の安全

- ・港湾内ののみならず、航路筋全域(特に狭水道等)において、経路、速力等が速力制限、管制その他の規制並びに安全指導の状況、経路付近の障害物の状況及び一般船舶の航行状況に適応しており、かつ、他の船舶(漁船を含む。)の航行、係留等に支障を生じないこと。
- ・岸壁等の使用時間、出入港経路に他船との競合がないこと。
- ・その他事業の開始によって船舶交通の安全に支障を生ずるおそれのないものであること。

(2) 標準処理期間

2か月(港湾管理者等に協議(照会)等を必要とする場合にあっては3か月)

2 許可更新

(1) 審査基準

上記許可の際の審査基準に準じるものとする。なお、(ii)輸送の安全中、「・ 安全人材確保計画が輸送の安全を確保するため適切であること。」に加えて「なお、安全人材確保計画を実現できなかつた場合は、その根拠が合理的であること。」とし、(iv)事業遂行能力中、「・ 安全人材確保計画が事業を自ら適確に遂行するに足るものであること。」に加えて「なお、安全人材確保計画を実現できなかつた場合は、その根拠が合理的であること。」とする。

(2) 標準処理期間

2か月

(3) 申請時期

申請時期について、許可を受けた日に応じ、原則次に定める期間とする。

許可を受けた日	申請時期
4月1日～4月末日	2月1日～2月末日
5月1日～5月末日	3月1日～3月末日
6月1日～6月末日	4月1日～4月末日
7月1日～7月末日	5月1日～5月末日

8月1日～8月末日	6月1日～6月末日
9月1日～9月末日	7月1日～7月末日
10月1日～10月末日	8月1日～8月末日
11月1日～11月末日	9月1日～9月末日
12月1日～12月末日	10月1日～10月末日
1月1日～1月末日	11月1日～11月末日
2月1日～2月末日	12月1日～12月末日
3月1日～3月末日	1月1日～1月末日

(4) 更新時期の通知

地方運輸局等は、更新の対象となる事業者に対して、あらかじめ通知するものとする。

3 事業計画の変更

(1) 審査基準

上記許可の際の審査基準に準じるものとする。

(2) 標準処理期間

1か月(港湾管理者等に協議(照会)等を必要とする案件については2か月)

V 一般旅客定期航路事業等の譲渡及び譲受の認可

(1) 審査基準

・譲受人に係る要件は、一般旅客定期航路事業の許可に関する審査基準に準じて審査すること。

(2) 標準処理期間

原則1ヶ月(港湾管理者等に協議(照会)等を必要とする案件については2ヶ月)

(3) 準用

(1)及び(2)について、特定旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業並びに小型船舶旅客不定期航路事業の譲渡及び譲受の認可に準用する。この場合において、「一般旅客定期航路事業」とあるのは、それぞれ「特定旅客定期航路事業」、「旅客不定期航路事業」、「小型船舶旅客不定期航路事業」と読み替えるものとする。

VI 一般旅客定期航路事業等の法人の合併又は分割の認可

(1) 審査基準

・合併後存続する法人又は合併により設立された法人又は分割により旅客不定期航路事業を承継した法

人に係る要件は、旅客不定期航路事業の許可に関する申請についての審査基準に準じて審査すること。

(2) 標準処理期間

原則1ヶ月(港湾管理者等に協議(照会)等を必要とする案件については2ヶ月)

(3) 準用

(1) 及び(2)について、特定旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業並びに小型船舶旅客不定期航路事業の合併及び分割の認可に準用する。この場合において、「一般旅客定期航路事業」とあるのは、それぞれ「特定旅客定期航路事業」、「旅客不定期航路事業」、「小型船舶旅客不定期航路事業」と読み替えるものとする。

VII 相続による一般旅客定期航路事業等の承継認可

(1) 審査基準

・相続人に係る要件は、一般旅客不定期航路事業の許可に関する審査基準に準じて審査すること。

(2) 標準処理期間

原則1ヶ月(港湾管理者等に協議(照会)等を必要とする案件については2ヶ月)

(3) 準用

(1) 及び(2)について、特定旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業並びに小型船舶旅客不定期航路事業の相続による承継認可に準用する。この場合において、「一般旅客定期航路事業」とあるのは、それぞれ「特定旅客定期航路事業」、「旅客不定期航路事業」、「小型船舶旅客不定期航路事業」と読み替えるものとする。

VIII 一般旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業並びに小型船舶旅客不定期航路事業の運送約款および変更の認可

(1) 審査基準

- ・利用者の正当な利益を害するおそれがないものであること。
- ・海上運送法施行規則第6条に規定されている事項が明確に定められているものであること。

(2) 標準処理期間

原則1ヶ月(港湾管理者等に協議(照会)等を必要とする案件については2ヶ月)

IX 離島航路整備法関係

(1) 審査基準

- ・一般旅客定期航路事業の事業計画及び船舶運航計画変更認可の際の審査基準に準じるほか、関係地方公共団体等の意向をできるかぎり尊重するものであること

(2) 標準処理期間

原則1ヶ月(港湾管理者等に協議(照会)等を必要とする案件については2ヶ月)

X 一般旅客定期航路事業及び貨物定期航路事業の共同経営に関する協定の締結又はその内容の変更認可

(1) 審査基準

- ・利用者の利便を不当に害さないものであること。
- ・不当に差別的でないものであること。
- ・加入及び脱退を不当に制限しないものであること。
- ・協定の目的に照らして必要最小限であるものであること。

(2) 標準処理期間

原則1ヶ月(港湾管理者等に協議(照会)等を必要とする案件については2ヶ月)

XI 内航貨客定期航路事業の登録及び承継の確認

1 登録

(1) 審査基準

海上運送法第20条第2項で準用する法第19条の9第1項各号に規定する登録の拒否要件に該当しないこと。

(2) 標準処理期間

1か月

2 承継の確認

(1) 審査基準

XI 1 (1)の審査基準に準じるものとする。

(2) 標準処理期間

7日

XII 内航一般不定期航路事業の登録及び承継の確認

1 登録

(1) 審査基準

海上運送法第22条第2項で準用する法第19条の9第1項各号に規定する登録の拒否要件に該当しないこと。

(2)標準処理期間

1か月

2 承継の確認

(1)審査基準

ⅩⅢ 1 (1)の審査基準に準じるものとする。

(2)標準処理期間

7日

附則 この公示は、平成12年10月1日以降に受け付ける申請事案について適用する。

附則 この公示は、平成14年2月1日以降に受け付ける申請事案について適用する。

附則 この公示は、令和5年6月11日以降に受け付ける申請事案について適用する。

附則 この公示は、令和6年4月1日以降に受け付ける申請事案について適用する。

附則 この公示は、令和6年10月1日以降に受け付ける申請事案について適用する。

附則 この公示は、令和7年4月1日以降に受け付ける申請事案について適用する。